

## 和泉市ごみ減量等推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）第8条及び和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年和泉市規則第9号。以下「規則」という。）第3条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (活動)

第2条 推進員は、おおむね次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びにごみの適正な排出等の指導及び啓発に関すること。
- (2) ごみの不法投棄防止及び環境美化推進のための市への協力等に関すること。
- (3) ごみの減量化推進のための市の施策への協力及び研修会への参加に関すること。
- (4) ごみの減量化及び資源化の推進に関する意見、要望等の提出及び情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量化等の推進に関すること。

### (定数)

第3条 推進員の定数は、250人以内とする。

### (委嘱)

第4条 推進員は、市内に住所を有する満20歳以上の者であって、次の各号のいずれかに掲げるもののうちから前条の定数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 町会（自治会）若しくは再生資源集団回収登録団体の代表者又は当該代表者の推薦を受けた者

### (解任)

第5条 規則第3条第1項の規定にかかわらず、市長は、推進員に次に掲げる事由が生じたときは、その任期中においても委嘱を解くことができる。

- (1) 病気その他の理由により活動を遂行することができないと認められるとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解く理由があると認めるとき。

### (辞任)

第6条 推進員は、やむを得ない事由により、辞任しようとするときは書面により市長に届け出るものとする。

(幹事)

第7条 推進員の中から、各校区に1名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、次に掲げる業務を担当する。

(1) 市と校区内の推進員との連絡調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、校区内の推進員の取りまとめに関すること。

(庶務)

第8条 推進員に関する事務は、生活環境部生活環境課で行う。

(腕章等)

第9条 推進員は、活動の遂行に当たっては、市が貸与する腕章等を着用しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令達の日から施行し、改正後の和泉市ごみ減量等推進員設置要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月10日から施行する。